

## 「熱中症特別警戒アラート」の運用開始

### ◆命に危険を及ぼす酷暑の予測時に発表される「熱中症特別警戒アラート」

2024年4月、改正気候変動適応法の全面施行により「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まった。熱中症への警戒情報として熱中症警戒アラートを発表していたが、過去に例のない極端な暑さを想定し一段上のアラートを創設した。

アラートは、暑さ指数(WBGT)の予測値にもとづき発表される。WBGTは気温だけでなく、人体への影響が大きい湿度、日射・輻射熱などから算出され、熱中症の危険性を示す指標である。これまでのアラートはWBGTが33以上で発表され、熱中症の危険性への「気づき」を促すものであった。特別警戒アラートは、35以上で発表され、自身が速やかに熱中症予防行動をとるとともに高齢者への声掛けなど周囲の人を守る行動をとることを促す。学校や企業などの事業者には、行事・イベントなどの熱中症対策の徹底の有無を確認し、運動、外出、イベントの中止や延期などの判断を求める。自治体は、冷房を備えた公共・民間施設をクーリングシェルター(避難施設)として指定し、施設管理者に対しアラート発表時に開放を求めることができる。アラート情報は、自治体や報道機関の発表、専用サイト、メール配信サービス、環境省公式LINEアカウントなどから入手できる。学校や企業などの事業者が独自に活用できるWBGT予測値などの電子情報も提供している。

### ◆「熱中症警戒アラート」の内容の理解や対策の周知が一層重要に

環境省は、23年11月にアラートに関する意識調査を実施した。アラートを知っている人は80%だが、アラートが発表されたことで熱中症の危険性や追加対策の必要性を感じたかという問いに、危険性をあまり感じなかった人が19%、追加対策の必要性をあまり感じなかった人が31%いた。アラートの認知度は高いが、熱中症の危険性や対策の必要性への意識は十分に浸透しているとはいえない。

気象庁の7月～9月の予報では、全国規模での高温が予測されている。23年の熱中症による救急搬送者数は約9万人を超えており、22年から約2万人増えている。救急搬送者数の大量発生により医療の提供に支障が生じぬよう、国や自治体は、アラートの普及・啓発活動の取り組みを一層強化する必要がある。 【新井佳美】